

平成 30 年 3 月 1 日
ソニー生命保険株式会社

団体保険の保険料率の改定について

ソニー生命保険株式会社(社長 萩本 友男)は、「標準生命表」が平成 30 年 4 月に改定されることを踏まえ、団体保険の一部商品について、契約日(更新契約の場合は更新日)が平成 30 年 4 月 2 日以降の契約より、保険料率の改定を実施します。

1. 概要

生命保険会社が積み立てる責任準備金の計算に用いる予定死亡率等を表した生命表である「標準生命表」が、死亡率の改善傾向を踏まえ、平成 30 年 4 月に改定されます。

これを踏まえ、当社は、個人保険のうち定期性保険商品の一部に加え、団体保険の一部商品について保険料率の改定を実施します*。

なお、今般の保険料率の改定により、保険料は下がる傾向にありますが、団体の人数規模・年齢構成・収支等によっては、保険料が上がる場合があります。

*個人保険の保険料率の改定については、平成 30 年 1 月 9 日付「保険料率の改定について」にて公表しています。

詳細は、当社ホームページを参照ください。http://www.sonylife.co.jp/company/news/29/files/180109_ryouritu.pdf

2. 改定する主な商品 (新契約・更新契約に適用)

- 無配当総合福祉団体定期保険
- 総合福祉団体定期保険
- 団体定期保険

3. 改定する主な商品の 1 人あたりの月払保険料例

《計算例》

- ・団体区分:第 I 種団体
- ・従業員人数:50 名
- ・被保険者:全員、保険年齢が 40 歳男性
- ・1 人あたり保険金額:500 万円

商品名	改定前	改定後	増減率
無配当総合福祉団体定期保険	870 円	755 円	▲13.2%
総合福祉団体定期保険	1,135 円	1,025 円	▲9.6%

※増減率は、小数点第 2 位以下切捨

以上